

議案第 78 号

小松島市サイクルシアター条例の一部を改正する条例について

小松島市サイクルシアター条例（平成 22 年小松島市条例第 8 号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年 9 月 3 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市サイクルシアター条例の一部を改正する条例

小松島市サイクルシアター条例（平成22年小松島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

種別		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	1時間単位での使用料
多目的ホール	平日	2,000円	3,000円	1,000円
	休日等	3,000円	4,500円	1,500円
会議室（1室あたり）	平日	1,000円	1,500円	500円
	休日等	2,000円	3,000円	1,000円

備考

- 1 使用料は、午前又は午後の区分ごとに利用するときは各欄に掲げる額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）をいう。以下同じ。）を加えた額とし、短時間の利用その他各区分の時間帯によらずに利用するときは「1時間単位での使用料」の欄に掲げる額に利用した時間数（1時間未満の端数は1時間とする。）を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額とする。
- 2 「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。
- 3 準備等のために利用の当日以外の日に入館・入室するときは、この表による使用料を徴収する。
- 4 営業行為（特別に許可を受けた場合に限る。）を目的として利用するときの使用料は、この表により算出した額に100分の150を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。